

下記の事項を十分にお読みください。

# ONEでんき

## 重要事項説明書

この重要事項に関する書面は、電気事業法第2条の13および第2条の14の規定に基づき、お客さまと当社との間の電気供給約款についての重要な事項を記載したものです。

内容をご確認いただけますようお願いいたします。

電気供給約款	掲載 URL : <a href="https://onedenki.jp/terms">https://onedenki.jp/terms</a>
--------	--

小売電気事業者 (契約当事者)	株式会社グランデータ 小売電気事業者登録番号 A0476 〒171-0022 東京都豊島区南池袋二丁目9番9号 お問い合わせ窓口 電話 0570-070-336 受付時間 10:00~18:00 (定休日: 年末年始) ※停電・緊急時は一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします		
供給電圧	100V/200V	計量方法	一般送配電業者設置の電力量計により計量
周波数	東日本 50Hz / 西日本 60Hz (静岡県内の富士川と新潟県の糸魚川あたりを境に、東側を東日本、西側を西日本としています)		
契約期間	契約期間は、電力供給契約が成立した日から、廃止または解約により電力供給契約が消滅する日までといたします。		

### ■供給開始予定日

- 小売電気事業者を当社に切り替える場合は、供給開始に必要な手続きが完了した後の最初の検針日または計量日といたします。
- お引越しの場合は、原則としてお客様の希望日といたします。ただし、既に電気の使用を開始している場合は、その使用を開始した日を供給開始日といたします。

### ■キャンセル

お申込みをキャンセルされる場合、当社お問い合わせ窓口までご連絡ください。キャンセルの手続きが間に合わない場合、供給開始日から終了日までの電気料金については、当社にお支払いいただけます。

### ■料金の支払方法

支払方法		料金の支払期日
1	クレジットカード	原則として 請求締日の 翌月末日
2	口座振替	
3	その他	

※上記方法でのお支払いが確認できない場合は、振込兼コンビニ請求書を発行いたしますので、振込兼コンビニ請求書によりお支払いください。

振込兼コンビニ請求書を発行する場合、事務手数料として発行毎に550円(税込)をお客様にご負担いただけます。

### ■請求金額・使用電力量

電気料金は、一般送配電事業者にて計量した使用電力量に基づき、当社が定める契約種別および料金プランに応じて計算いたします。当社の供給開始日と同時に契約容量を変更することはできません。毎月のご請求金額・ご使用電力量は、マイページにてお知らせいたします。

※請求明細の郵送を希望される場合、事務手数料として発行毎に330円(税込)をお客様にご負担いただけます。

### ■契約容量

- 小売電気事業者を当社に切り替える場合は、切り替え前の契約容量でご契約いただけます。
- お引越しの場合は、お引越し先の契約容量でご契約いただけます。ただし、お引越し先の契約容量が確認できない場合は、当社からご連絡させていただきます。

### ■スマートメーター

お客さまの電気メーターがスマートメーターではない場合、供給開始にあたり一般送配電事業者がスマートメーターに取り替える場合があります。

### ■工事費等

計量器および電流制限器等の供給設備については、一般送配電事業者の所有であり、工事や修理の際には一般送配電事業者の費用負担となります。それ以外の敷地内機器および設備における工事や修理の際はお客さまの費用負担となる場合があります。

一般送配電事業者の託送供給等約款に基づき、当社が工事費負担金等を請求された場合は、当該工事費負担金等に相当する金額をお客さまから申し受けます。

### ■料金調定の方法

毎月当社がお知らせする前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間、または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間にて、一般送配電事業者が設置した記録型計量器の値に基づき電気料金の算出を行います。

### ■お客さまのご協力

一般送配電事業者の託送供給等約款に基づき、供給設備、電気工作物等の設計、施工、改修、確認、検査等の業務を実施する場合、当社または一般送配電事業者がお客様の土地または建物に立ち入ることおよび当該業務を実施することにご承諾いただけます。

### ■お客さまのお申し出による契約の変更および終了

- 電力供給契約の変更を希望される場合は、新たに電力供給契約を希望される場合に準じてお申込みいただけます。なお、契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等の変更を希望される場合、当社と一般送配電事業者との間の接続供給契約における変更手続きが完了した日以降の最初の検針日または計量日に当該契約は変更されます。
- 電気の使用を終了しようとする場合は、終了期日の20日前までにその旨を当社にご通知ください。この場合、原則として、お客さまが当社に通知した終了期日に電力供給契約は終了いたします。
- 既に電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約容量、契約電力の変更または電力供給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合、原則として、当社は当該精算金をお客さまにお支払いいただけます。

### ■契約に関わる注意事項

- 契約にあたりお客さまに遵守いただく事項等は、電気供給約款をご確認ください。なお、遵守いただけない場合、契約を解除することがあります。
- 以下の事項に該当すると当社が判断した場合、当社は契約解除日の15日前までに書面および電磁的方法(電子メールおよびSMSを含みます。)で通知の上、契約を解除することがあります。
  - お客さまが当社の定める支払期限を超過してお支払いされない場合

- お客さまが電気供給約款に違反した場合
- お客さまが反社会的勢力であると判明した場合、または反社会的勢力の疑いがあると当社が認めた場合

3.当社は、解約希望日の3ヶ月前までに当社が適当と判断した方法(関係法令等において許容される方法とし、書面および電磁的方法(電子メールおよびSMSを含みます。))を含みますがこれに限りません。)による意思表示を行うことにより、お客さまとの供給契約を解約できるものとします。

4.当社が料金を改定する場合は、料金改定実施日の15日前までに、書面および電磁的方法(電子メールおよびSMSを含みます。)によりお知らせいたします。

### ■供給停止に関わる注意事項

- 凍結防止帯を使用している場合、供給停止により影響を与える可能性があります。
- マンション等の場合、供給停止により共用設備に影響を与える可能性があります。
- 人口呼吸器、酸素吸入器等の医療機器を使用している場合、供給停止により影響を与える可能性があります。

### ■契約種別および料金

電気料金は、基本料金または最低料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、市場価格調整額の加減を適用いたします。(市場価格調整額につきましては、当社電気供給約款 別表6【市場価格調整】に詳細説明を記載しております。) なお、使用量が0kWhの場合の基本料金は半額といたします。

(凡例) アンペア=A、キロボルトアンペア=kVA、キロワット時=kWh、キロワット=kW

- フリープラン(単位:円/税込)

料金区分	北海道	東北	東京	中部	北陸	九州
基本料金(月額) 10Aにつき/1kVAにつき	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円
電力量料金(従量電灯B相当) 1kWhにつき	29.50円	26.40円	26.40円	26.40円	21.30円	23.40円
電力量料金(従量電灯C相当) 1kWhにつき	31.50円	27.50円	27.50円	27.50円	22.40円	24.40円

料金区分(従量電灯A相当)	関西	中国	四国
最低料金(月額)	0.00円	0.00円	0.00円
電力量料金 1kWhにつき	22.40円	24.40円	24.40円

料金区分(従量電灯B相当)	関西	中国	四国
基本料金(月額) 1kVAにつき	0.00円	0.00円	0.00円
電力量料金 1kWhにつき	23.40円	25.40円	25.40円

- Mプラン(単位:円/税込)

料金区分(従量電灯B相当)	北海道	東北	東京	中部	北陸	九州	
基本料金(月額)	20A	613.80円	594.00円	514.80円	514.80円	435.60円	534.60円
	30A	920.70円	891.00円	772.20円	772.20円	653.40円	801.90円
	40A	1,227.60円	1,188.00円	1,029.60円	1,029.60円	871.20円	1,069.20円
	50A	1,534.50円	1,485.00円	1,287.00円	1,287.00円	1,089.00円	1,336.50円
	60A	1,841.40円	1,782.00円	1,544.40円	1,544.40円	1,306.80円	1,603.80円
電力量料金 1kWhにつき	29.10円	25.00円	25.70円	26.00円	22.10円	22.90円	

料金区分(従量電灯C相当)	北海道	東北	東京	中部	北陸	九州
基本料金(月額) 1kVAにつき	306.90円	297.00円	257.40円	257.40円	217.80円	267.30円
電力量料金 1kWhにつき	29.10円	25.00円	25.70円	26.00円	22.10円	22.90円

料金区分(従量電灯A相当)	関西	中国	四国
最低料金(月額)	306.92円	303.18円	370.26円
電力量料金	27.20円	27.30円	27.70円

最低料金: 1契約につき最初の15kWhまで(四国エリアのみ、1契約につき最初の11kWhまで)

電力量料金: 15kWhをこえる(四国エリアのみ、11kWhをこえる)1kWhにつき

料金区分(従量電灯B相当)	関西	中国	四国
基本料金(月額) 1kVAにつき	356.40円	366.30円	336.60円
電力量料金 1kWhにつき	27.20円	27.30円	27.70円

- Sプラン(単位:円/税込)

料金区分	北海道	東北	東京	中部	北陸	九州	
基本料金(月額)	20A	668.36円	646.80円	560.56円	560.56円	474.32円	582.12円
	30A	1,002.54円	970.20円	840.84円	840.84円	711.48円	873.18円
	40A	1,336.72円	1,293.60円	1,121.12円	1,121.12円	948.64円	1,164.24円
	50A	1,670.90円	1,617.00円	1,401.40円	1,401.40円	1,185.80円	1,455.30円
	60A	2,005.08円	1,940.40円	1,681.68円	1,681.68円	1,422.96円	1,746.36円
電力量料金	1kVAにつき	334.18円	323.40円	280.28円	280.28円	237.16円	291.06円
	第1段階	23.97円	18.58円	19.88円	21.04円	17.84円	17.46円
	第2段階	30.26円	25.33円	26.48円	25.51円	21.73円	23.06円
	第3段階	33.98円	29.28円	30.57円	28.46円	23.44円	26.06円

第1段階: 最初の120kWhまでの1kWhにつき

第2段階：120kWhをこえ300kWhまで（北海道エリアのみ、120kWhをこえ280kWhまで）の1kWhにつき

第3段階：300kWhをこえる（北海道エリアのみ、280kWhをこえる）1kWhにつき

料金区分（従量電灯 A 相当）		関西	中国	四国
最低料金（月額）		334.18 円	330.13 円	403.17 円
電力量料金	第1段階	20.31 円	20.76 円	20.37 円
	第2段階	25.71 円	27.44 円	26.99 円
	第3段階	28.70 円	29.56 円	30.50 円

最低料金：1契約につき最初の15kWhまで（四国エリアのみ、1契約につき最初の11kWhまで）

第1段階：15kWhをこえ120kWhまで（四国エリアのみ、11kWhをこえ120kWhまで）の1kWhにつき

第2段階：120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき

第3段階：300kWhをこえる1kWhにつき

料金区分（従量電灯 B 相当）		関西	中国	四国
基本料金（月額）	1kVAにつき	388.08 円	398.86 円	366.52 円
電力量料金	第1段階	17.91 円	18.07 円	16.97 円
	第2段階	21.12 円	24.16 円	22.50 円
	第3段階	23.63 円	26.03 円	25.42 円

第1段階：最初の120kWhまでの1kWhにつき

第2段階：120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき

第3段階：300kWhをこえる1kWhにつき

#### ■市場価格調整額

市場価格調整額は、各契約種別における料金につき、当社電気供給約款 別表 6【市場価格調整】に定義する平均市場価格および供給エリアごとに定める基準値 X を基に算定した市場価格調整単価を適用し算定します。市場価格調整額は、平均市場価格が基準値 X を下回る場合は電気料金から減算され、平均市場価格が基準値 X を上回る場合は電気料金に加算されます。

なお、市場価格調整の算定式およびその適用時期は、当社電気供給約款 別表 6【市場価格調整】に詳細説明を記載しております。

平均市場価格 = エリアプライス単純平均値※ × 調達単価係数※

※エリアプライス単純平均値：一般社団法人日本卸電力取引所が公表するスポット取引の各供給区域・算定期間のエリアプライスの単純平均値

※調達単価係数：1.2

平均市場価格	市場価格調整額の加減算について
基準値 X※未満の場合	以下の金額を、電気料金から減算します。 (基準値 X - 平均市場価格) × (1 + 消費税率) × 適用期間中の 1 月の使用電力量※
基準値 X※以上の場合	以下の金額を、電気料金に加算します。 (平均市場価格 - 基準値 X) × (1 + 消費税率) × 適用期間中の 1 月の使用電力量※

※基準値 X は、供給区域ごとに下表のとおりとします。

※従量電灯 A の場合で、かつその 1 月の使用電力量が供給区域ごとに定める最低料金適用電力量以下の場合、その 1 月の使用電力量を 15 キロワット時（ただし、四国電力送配電株式会社の供給区域の場合は 11 キロワット時）として算定します。

供給区域	基準値 X
北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域	5.00 円
東北電力ネットワーク株式会社の供給区域	5.00 円
東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域	5.00 円
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域	5.00 円
北陸電力送配電株式会社の供給区域	5.00 円
関西電力送配電株式会社の供給区域	5.00 円
中国電力ネットワーク株式会社の供給区域	5.00 円
四国電力送配電株式会社の供給区域	5.00 円
九州電力送配電株式会社の供給区域	5.00 円

#### クーリング・オフに関するお知らせ

- お客様が訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、当社からお客様にお送りする法定の重要事項説明書面をお客様が受領した日を含めて 8 日を経過するまでは、書面または弊社ホームページのクーリング・オフの受付フォームより無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はおお客様が書面を発信した時（郵便消印日付や受付フォームの受付日時など）から発生します。
- この場合、
  - お客様は損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
  - すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。
  - お客様がすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
  - お客様には電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
- 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または当社が威迫したことにより、お客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための通知がされた日を含めて 8 日を経過するまでは、書面または弊社ホームページのクーリング・オフの受付フォームによりクーリング・オフを行うことができます。
- 書面にてクーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえご郵送ください。  
名称：株式会社グランデータ 受付窓口  
住所：〒760-0023 香川県高松市寿町 1-4-3 高松中央通りビル 9F
- 弊社ホームページよりクーリング・オフを行う場合は、下記 URL よりお手続きください。  
<https://grandata-service.jp/coolingoff/>

#### 個人情報の共同利用について

当社は、お客様に関する情報を、当社のプライバシーポリシーで定める共同利用者との間で共同利用する場合があります。

詳細は当社ホームページのプライバシーポリシー（<https://grandata.jp/privacy/>）をご参照ください。